

山梨県公報

第二千五百九号

平成二十七年

五月十四日

木曜日

目次

告示

- 保安林の指定施業要件の変更予定……………三二五
- 道路の区域変更(五件)……………三二五
- 道路の供用開始……………三二七
- 建築基準法に基づく道路位置指定……………三二七

公告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………三二七
- 随意契約の相手方の決定について……………三二八
- 換地処分の実施……………三二八
- 落札者の決定について……………三二八
- 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………三二八
- 指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………三二九

告示

山梨県告示第百六十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
 笛吹市(国有林。次の図に示す部分に限る。)、笛吹市(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的
 水源の涵養かんよう
- 三 変更後の指定施業要件

- (一) 立木の伐採の方法
 - 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び笛吹市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第百六十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十七年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 四一一号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	旧	新		
甲州市塩山下於曾字大木戸二九六番の一地 先から 甲州市塩山熊野字横井五一三番の一地先まで	十四・二	十四・八	十五・八	二五九・三
	十五・八	十四・八		
		三三・六		二五九・三

山梨県告示第百六十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 笛吹市川三郷線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
西八代郡市川三郷町上野字曾根ヶ峯官有無番地先から 西八代郡市川三郷町上野字曾根ヶ峯四三〇七番の九地先まで	一五・三 一九・五	八・九 一〇・九	六〇・二
	六〇・二		

山梨県告示第百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所（峡北支所を除く。）において、この告示の日から平成二十七年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路 線 名 一四〇号
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
甲府市向町字遠免三〇七番の一地先から 甲府市下曾根町字一丁田一四八六番の一地先まで	一九・八	六・五 四二・一	七、四三三・三
	一、五七九・〇		

甲府市下曾根町字一丁田一四八六番の一地先まで	新	一二七・七	
------------------------	---	-------	--

甲府市向町字遠免三〇七番の一地先から 甲府市下曾根町字一丁田一四八六番の一地先まで	新	六・五 四二・一	七、四三三・三
	甲府市落合町字曾根一一九一番の一地先から 甲府市下曾根町字一丁田一四八六番の一地先まで	一九・八 一五一・一	二、五七九・四

山梨県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十七年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 富士上吉田線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		延 長 (メートル)
	新	旧	
富士吉田市上吉田字富士山北向五六一八番地先から 富士吉田市上吉田字富士山北向五六一八番地先まで	二・五 六・三	二・五	八・四
	八・四		

山梨県告示第百七十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成二十七年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 枋代常葉線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	新	旧		
南巨摩郡身延町杉山字廣根二二七五番地先から 南巨摩郡身延町杉山字佐藤内二二二一番の 三地先まで	二二・二二、 四一・七	一〇・七、 三〇・一		二一九・二

山梨県告示第七十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十七年六月四日まで一般の縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路 線 名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	茅野北杜菰 崎線	北杜市小淵沢町松向字鶏鳳六二一 三番の五〇地先から 北杜市小淵沢町松向字鶏鳳六一一 三番の五二地先まで	七三・〇	平成二十七年 五月十四 日

山梨県告示第七十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第三十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路

山梨県公報 第二千五百九号 平成二十七年五月十四日

の位置を次のとおり指定したので告示する。その関係図書は、山梨県峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定の年月日 平成二十七年五月十四日
- 二 指定道路の位置 笛吹市八代町大間田字阪東二百二十六番四
- 三 指定道路の幅員 最大五・〇メートル 最小五・〇二メートル
- 四 指定道路の延長 二八・二二メートル

公 告

● 特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年四月二十八日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人めぐみ園
 - 2 代表者の氏名 渡邊 恵子
 - 3 主たる事務所の所在地 山梨県西八代郡市川三郷町
 - 4 定款に記載された目的

この法人は、精神障害者をはじめとするすべての障害者、高齢者、社会的弱者等に対して、地域の中で暮らしやすい環境を作るため、小規模作業所の運営等による職業体験、就労の場を提供する事業を行い、障害者等の自立支援及び社会復帰の促進並びに地域福祉の増進に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成二十七年五月七日から同年七月六日まで

● 随意契約の相手方の決定について

次のとおり随意契約の相手方を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 随意契約に係る役務の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県税務システム運用維持管理業務
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県総務部税務課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 随意契約の相手方を決定した日 平成二十七年三月三十日

四 随意契約の相手方の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
- (二) 住所 東京都江東区豊洲三丁目三番三号

五 契約金額 一億三百六十七万三千五百二十円

六 契約の相手方を決定した手続 随意契約

七 随意契約によることとした理由 山梨県税務システムの基本構成部分を開発した業者であり、著作権も同者が保有している。現行の山梨県税務システムは、当該基本構成部分を元に山梨県の仕様に合わせて開発されたものであり、同者固有の技術や知識に基づくものであって、他に公開されるものではない（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第十条第一項第二号該当）。

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営畑地帯総合整備事業（上栗原地区上栗原第一工区）の換地処分を平成二十七年五月七日実施した。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

● 落札者の決定について

次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 落札に係る借入物品等の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県電子入札・公共事業総合管理システム用ネットワーク機器等
- (二) 数量 一式

二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地

- (一) 名称 山梨県県土整備部県土整備総務課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

三 落札者を決定した日 平成二十七年三月十九日

四 落札者の氏名又は名称及び住所

- (一) 名称 株式会社J E C C
- (二) 住所 東京都千代田区丸の内三丁目四番一号

五 落札金額 五千八百七十二万七千七百十二円

六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

七 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十七年二月五日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成二十七年五月十四日

山梨県知事 後 藤 斎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

- 南都留郡富士河口湖町船津字水ノ元七四三九の一、七四三九の二、七四四三の一、七四四三の二、七四四三の四、七四四四の一、七四四四の二、七四四五の二及び七四四六の六の区域

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
---------	--------

道路

次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び富士河口湖町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南都留郡富士河口湖町船津七千四百四十五番地二 小館 秀介

公安委員会

山梨県公安委員会告示第五十五号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社協同社山梨中央自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十七年五月十四日

山梨県公安委員会

委員長 小野 堅太郎

一 変更後の代表者の氏名 内田 護

二 変更年月日 平成二十七年四月一日

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番